



広報

さんごうぜき

時代とともに 地域とともに 三郷堰農業用水 SINCE1920

2025年(令和7年)7月1日発行 第106号

 **水土里ネット三郷堰**

(三郷堰土地改良区)

〒994-0073 山形県天童市大字寺津 1410

TEL.023-653-3332 FAX.023-654-8531

Mail.midori@sangozeki.or.jp(代表)



西沼田遺跡公園に隣接している三郷堰記念広場 「和の稔り」記念碑前に地元矢野目地域みどり会で花の植栽)

主な内容

- ・ 理事長挨拶
- ・ 事業計画, 会計予算
- ・ 賦課金, 決済金
- ・ 三郷堰地域水神祭
- ・ 県営事業等について
- ・ 組合員へのお願い
- ・ お知らせとお願い

土地改良区の概要

(令和7年4月1日現在)

受益面積 491ha

組合員数 906人



記念広場内に三郷堰かんがい施設遺産を展示

組合員が安心して農業に取り組める環境整備を進める

三郷堰土地改良区理事長 長瀬 正宏



おはようございます。

例年になく雪深く、いたるところに残雪が見られますが、少しずつ暖かくなり春らしさが感じられる頃となりました。皆様方には日頃より、三郷堰土地改良区全般にわたりご指導ご協力をいただき、心から厚く御礼申し上げます。

本日は、年度末の三月に入り、天童市長、天童市農業委員会会長、並びに天童市農協組合長の関係機関のご来賓の皆様には、大変お忙しいなか、ご臨席を賜りまして厚くお礼申し上げます。

また、総代の皆様には、万障お繰り合わせのうえ、多数ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

長らく三郷堰の運営にご尽力いただきました土地改良功労者の皆様、これまでのご功績に厚く御礼申し上げます。今もこうして三郷堰が百年を超えて地域を潤しているのは、数多くの先人の方たちの和の結晶として、成り立っているものと深く感謝

申し上げます。

さて、近年異常気象による農作物被害や品質低下が顕著になつてきております。昨年のさくらんぼは収穫期以降の急激な気温上昇により、高温障害や双子果が多発するなど、非常に厳しい農作物被害が発生いたしました。稲作においては、高温障害も懸念されましたが、一昨年度の品質低下は見られずに、収穫を迎えることが出来ました。

全国的には、猛暑による精米歩留まりの低下やインバウンド消費による需要の増加などの影響などと言われておりますが、スーパーの店頭から米が消えるという「令和の米騒動」が発生し、今もなお米価の高止まりが続いております。

ここ数年、物価上昇により生産資材や電気燃料など原価が大幅に上昇し価格転嫁出来ずにいたことを考えると、農家にとつては一息ついた状態だと認識しております。急激な価格上昇は米離れが加速することもあるため、改良区としても食料を安定的に供給できる体制整備を、より一層進めて参ります。

昨年の庄内・最上地域で発生した令和六年七月山形県北部豪雨などの異常気象による自然災害は激甚化・頻発化しており、農業への影響が毎年のように発生

している状況であります。その状況に応じた迅速かつ臨機応変な対応と、きめ細やかな揚水管理にこれからも取り組んで参ります。

土地改良区と組合員が一層連携して農地や農業用水、資源の保全向上、安全で災害に強い施設、組合員が将来にわたり安心して農業に取り組める環境整備を進めて参ります。

本日提案する案件は、令和七年度の事業計画や予算に関することです。より短時間に総代会を進められるようご協力をお願いし、ご審議、ご決議くださるようお願い申し上げます。

ご参集いただきました総代皆様の益々のご活躍、ご健勝をお祈り申し上げます。

(令和六年度通常総代会理事長挨拶より)



来賓祝辞 新聞市長



三郷堰土地改良功労者表彰の様子

令和6年度通常総代会 事業計画・会計予算

令和7年3月8日（土）天童市立寺津公民館集会室において、令和6年度通常総代会を開催いたしました。議長に高嶺地区総代 渡邊和夫氏を選任し、令和7年度の事業計画と収支会計予算について満場一致で可決決定されました。

<提出議案>

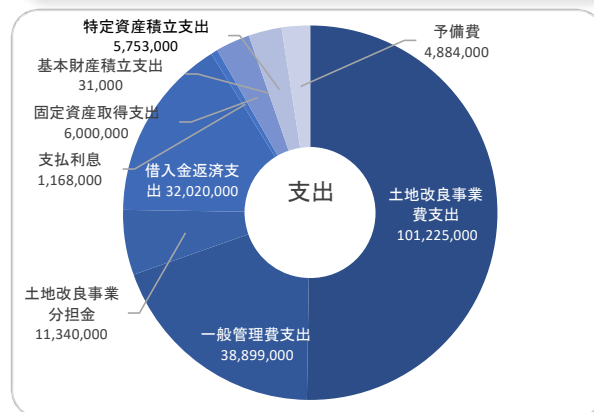
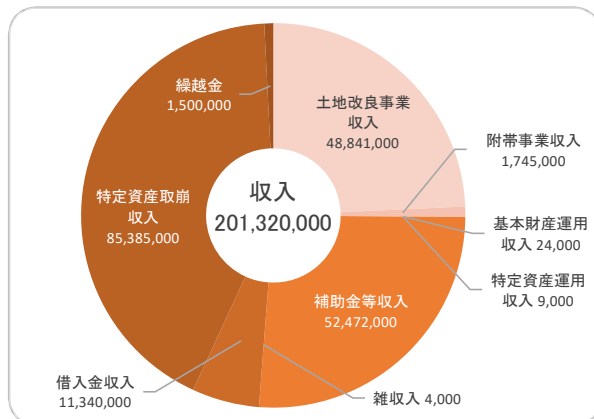
- 報告第3号 令和6年度第2回定例監査報告（総括監事報告）
承認第3号 新規土地改良事業の実施とこれに伴う令和6年度事業計画の一部変更について
議 第2号 土地改良施設維持管理適正化事業資金（第48期生）の事業実施に伴う拠出金の変更について
承認第4号 令和6年度第2回収支補正予算の専決処分について
議 第3号 令和6年度第3回収支補正予算について
議 第4号 三郷堰土地改良区定款規約諸規程の一部変更（改正）について
承認第5号 ウェブサイト運営に伴う保守管理業務の複数年契約締結について
議 第5号 事務機器の更新及び導入に伴う複数年契約締結について
議 第6号 令和7年度事業計画について
議 第7号 土地改良施設維持管理適正化事業資金（第49期生）拠出金について
議 第8号 令和7年度県営土地改良事業（水利施設等整備事業(基幹水利施設保全型)）に伴う長期借入金の借入れについて
議 第9号 令和7年度一時借入れについて
議 第10号 令和7年度収支予算について
議 第11号 令和7年度賦課金及び徴収方法について
議 第12号 令和7年度農地転用等地区除外に伴う決済金及び徴収方法について
報告第4号 滞納処分の実施について



議長 渡邊和夫総代



採決の状況



収入	(円)	
土地改良事業収入	48,841,000	賦課金10a10,000円
附帯事業収入	1,745,000	他目的使用料,多面支援等
基本財産運用収入	24,000	株配当金
特定資産運用収入	9,000	積立金受取利息
補助金等収入	52,472,000	適正化事業,管理体制等
雑収入	4,000	共済受取保険金,過年賦課
借入金収入	11,340,000	県営事業分担金
特定資産取崩収入	85,385,000	財政調整,転用決済金他
繰越金	1,500,000	R6繰越等
計	201,320,000	

支出	(円)	
土地改良事業費支出	101,225,000	事業・管理
一般管理費支出	38,899,000	運営事務費等
土地改良事業分担金	11,340,000	県営事業
借入金返済支出	32,020,000	公庫資金償還金
支払利息	1,168,000	公庫借入金返済金
固定資産取得支出	6,000,000	草刈機械器具更新
基本財産積立支出	31,000	積立金支出
特定資産積立支出	5,753,000	積立金支出
予備費	4,884,000	賦課金10%程度
計	201,320,000	

令和7年度 賦課金及び賦課徴収方法

- 賦課期日 令和7年4月1日現在の土地原簿記載地籍により賦課
- 窓口納付場所 JAてんどう本所、JA山形天神支店、本土地改良区事務所
- 振込振替 送金による振込金融機関口座に振込、指定された口座からの振替

賦課種別		令和7年度	令和6年度	比較増減	対象面積	付記
一般賦課金	一般管理費	5,000	4,000	1,000	491.6ha	永年含
(経常賦課金)	維持管理費	3,500	3,500	0	488.8ha	ほ場管理含
小計		8,500	7,500	1,000		
特別賦課金	償還整備費	1,500	2,500	-1,000	488.8ha	
小計		1,500	2,500	-1,000		
総計		10,000	10,000	0		

■ 期別納期限

期別	賦課納期限	口座振替日	備考
第1期	7月31日(木)	7月28日(月)	前日まで口座残高の確認をお願いします。 口座振替賦課金領収書は発行しておりません。必要な方はお問合せください。
第2期	9月30日(火)	9月26日(金)	
第3期	11月30日(日)	11月26日(水)	

令和7年度 農地転用等地区除外に伴う決済金及び徴収方法

(地区除外等処理規程による決済金算定基準)

決済金の額	10a単価	対象面積
賦課金等(当該年度含む)	該当額	全地区491.64ha
償還金等	28,400	全地区491.64ha
土地改良事業に係る事業費(後年度負担相当額)	469,156	全地区491.64ha
県営土地改良事業に係る分担金	12,929	全地区491.64ha
合計	510,485	

※県営ほ場整備事業区域外については、10a当り219,609円

1 土地改良区が徴収すべき金銭の額 (次の該当分の合計)

- (1) 賦課金等 ア 未納入賦課金等～該当する額 イ 特別徴収金～該当する額
(2) 償還金等

償還金名	10a単価	対象面積
新農業水利システム保全対策事業	5,476	全地区491.64ha
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業費	15,065	全地区491.64ha
R2災害復旧事業	7,859	全地区491.64ha
合計	28,400	

(3) 土地改良区営土地改良事業に係る事業費(後年度負担相当額)

土地改良区営土地改良事業に係る事業費	10a単価	対象面積
決済年度以降に係る土地改良施設の維持管理費	469,156	全地区491.64ha
県営ほ場整備事業区域外に係る土地の維持管理費	178,280	全地区491.64ha

(4) 県営土地改良事業に係る分担金 (定款25条に規定する負担額)～該当する額

事業名	10a単価	対象面積
県営水利施設等整備事業(基幹水利施設保全型)	12,929	全地区491.64ha

2 土地改良区が支払うべき金銭の額 ～ 過誤納賦課金等該当金額

- 賦課期日 令和7年4月1日現在の土地原簿記載面積により決済する。
- 徴収期限等 農地転用等地区除外申請の許可のあった日から10日以内に徴収するものとする。
ただし、公共事業等の徴収時期については、理事会で別に定める。
- 徴収方法 三郷堰土地改良区理事長の発行する決済金納入通知書により徴収する。

令和7年度三郷堰地域水神祭



恒例により長瀬理事長による御祈祷

五月九日（金）、令和七年度三郷堰地域水神祭並びに通水現地観測会が行われました。山形県村山総合支庁産業経済部農村計画課や農村整備課、天童市農林課をはじめ、山形県土地改良事業団体連合会など多数の関係機関の来賓の方々からご参加いただき開催いたしました。天候にも恵まれ、土地改良区事務所敷地内にある水神様に、今年一年無事に三郷堰の大地を潤すことが出来る事を願い、理事長が神事を執り行い御祈禱いたしました。



ゲート操作による水量調整及びゴミの除去

三郷堰通水現地観測会



開会行事の様子（事務所敷地内にて）

水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型）

【令和 7 年度】

事業整備予定内容

- ・ 三郷堰第一揚水機場建屋補修
- ・ 三郷堰幹線送水管サージタンク更新（事務所隣）
- ・ 測量試験費（設計積算・工事監理等）

事業概算予算 79,000 千円



三郷堰幹線送水管附帯設備サージタンク



三郷堰第一揚水機場建屋補修

土地改良施設維持管理適正化事業 （防災減災機能等強化事業）

昭和 60 年度に県営ほ場整備事業により造成された本施設は、三郷堰管内の幹線排水路の末流にあり、その排水路から反復揚水機によって地区内にかんがいする施設です。造成より 40 年経過し、流量計の経年劣化による計測ができなくなるなど不調により適正な配水配分が困難な状況であり配水操作に多大な労力がかかっています。流量計及び制御盤を更新整備することで遠方からの制御機能を回復し揚水管理の省力化、施設の安定と用水の確保を図るものです。

事業年度	令和 7 年度実施（拠出期間 R7～R11）
加入施設	三郷堰第二揚水機場
事業名称	土地改良施設維持管理適正化事業（防災減災機能等強化事業）
整備内容	電磁流量計等観測施設整備、電気設備等整備更新
事業費	42,800 千円（国 50%、県 20%、地元 30%[内市 10%補助]）



電磁流量計



三郷堰第二揚水機場ポンプ設備

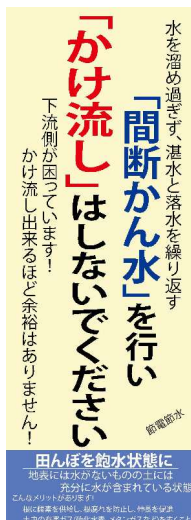


電気設備・機側操作盤

組合員の皆様へお願い 節水・かけ流し禁止・下流への配慮・刈草管理

6月に入り梅雨入りしましたが、空梅雨で連日の急な高温が続くなど、ほ場での水需要が高まっております。このような状況ですので、適時適切な水管理をお願いし、**かけ流しの禁止、下流のほ場への配慮など、節水にご協力をお願いいたします。** 管理できていない場合は、**水口及び止め板等の操作をさせていただきますので予めご了承ください。**

貴重な水を有効に活用していただくために、かけ流しをしないようにお願いの「のぼり旗」を設置しております。かけ流しできるほどの水の余裕はありませんので、入れたら止める間断かん水を行って、下流側への配慮をお願いいたします。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



管内の水路勾配は非常に緩いため、分岐から上流側のほ場の水口で止め板を設置すると、場所によっては小水路に流れてくるはずの水が下流へ流れてしまいます。分岐から3枚目（100m程度）までの水口の止め板は極力設置せず、**必要な時だけの小さな板（30mm程度）の設置をお願いします。**

令和6年度土地改良施設維持管理適正化事業 （防災減災機能等強化事業）整備完了

事業年度	令和6年度
施設	三郷堰第三揚水機場 （倉津川揚水機場）
事業費	25,000千円
整備内容	電磁流量計 電気設備（機側操作盤他） 補機設備（真空ポンプ他） 水位計他



三郷堰第三揚水機場外観



水位計



電磁流量計・補機設備



電気設備・機側操作盤

土地改良区からのお知らせとお願い

このような時は必ず手続きをお願いします！

公共機関（農業委員会・法務局等）で手続きを行っても、土地改良区への届出がなければ、土地原簿や組合員名簿は変更されません。届出がなければ従来の組合員への賦課となりますので、ご注意ください。

組合員資格の変更があったとき (資格得喪通知)



- ・農地の移動（売買、貸借権、贈与、交換等）
- ・死亡または経営移譲による名義変更
- ・住所の変更
- ・賦課金口座依頼や振替名義人及び口座番号の変更

滞納賦課金は新資格者が負担

農地の移動（売買・貸借等）において、その土地に滞納賦課金がある場合は、土地改良法の規定により新資格者に滞納賦課金が承継され支払わなければなりませんのでご注意ください。

農地を転用（農地以外）する場合 (地区除外申請書)

- ・農地を宅地等に転用する場合や地目の変更
- ・公共事業等により農地が買収された場合。

地区除外決済金とは？

農地転用や公共事業による売買で、地区除外される場合は、決済金の納付が必要となります。これは、残された組合員の方が将来過重負担にならないように土地改良法第42条及び地区除外処理規程により、事業負担金及び長期負債借入金ならびに施設の維持管理費の負担額を一括して納入していただくものです。賦課金と同様の扱いとなり、決済金を納入してはじめて地区から除外されます。

土地改良施設を使用する時（土地改良施設他目的使用承認申請書）

- ・土地改良施設用地を出入り口等他目的に使用する場合（水路を横断しての進入路）
- ・水路への雨水排水（公共事業以外）や合併浄化槽処理水の放流など



滞納処分（財産差押）について

賦課金の滞納は、土地改良法に基づき地方税同様国税徴収法に準じて、県知事の認可を受けて理事が処分執行することになります。滞納者には、通知、電話連絡、戸別訪問等を行い、納入の督促をしておりますが、それでも納入が難しい場合は、財産の差押えに踏み切っております。期限まで納入が難しい場合は、土地改良区事務所にご相談ください。

三郷堰公式ホームページをご活用ください！

お知らせやイベント、揚水や賦課金情報などの必要な情報を見つけやすくわかりやすいようにお届けしていきます。



sangozeki.or.jp

さんごうぜき



LINE ID @588iolpn

三郷堰公式 LINE

お友達登録はこちらから▶

随時、揚水情報を中心にお届けします

